

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十六号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号中「警部（」の下に「人事管理上の必要性に鑑み、それを占める職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。